

物 件 調 書

物件番号 2		【土地利用条件付】			
最低売却価格		12, 400, 000 円			
		約146坪		坪当たり約	84, 959 円
土地の所在地（地番）		現況地目	登記地目	地積(㎡)	
中間市東中間三丁目320番2		宅地	宅地	482. 61	
接面道路の幅員 及び構造		西側：幅員約6m(等高)の舗装市道に接道 北東側：幅員約12m(等高)の舗装市道に接道 間口：約15. 5m 奥行：約29. 5m 形状：やや不整形上の二方路地			
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第 1 種住居地域			
	建ぺい率	60 %	容積率	200 %	
	その他	・ 宅地造成等工事規制区域 ・ 建物建築の際、都市計画法第53条に該当する可能性有			
私道の負担等に関する事項		私道負担の有無	無		
		道路後退の有無	無		
供給処理施設の状況		電気	引込可	九州電力送配電（株）	0800-777-9401
		上水道	引込可	中間市上水道課	093-246-6263
		下水道	引込可	中間市下水道課	093-246-6256
		都市ガス	引込可	西部ガス（株）	092-633-2239
教育機関		中間東小学校まで約1. 2m、中間東中学校まで約800m			
交通機関		筑豊電鉄 東中間駅まで約300m			
公共施設		中間市役所まで約1. 4km			

参 考 事 項	<売却物件> 1. 本物件調書及び図面と現況とが異なる場合には現況を優先します。 2. 売却物件は、石積を含んでおります。石積等現状有姿のまま売却します。解体・撤去に要する費用は、買受者の負担となります。 3. 電気・上下水道・ガス等の引き込み、その他売却物件を使用するために必要な手続き及び費用は買受者の負担となります。詳細については、関係事業者及び関係行政機関にご確認ください。 4. 売却物件の下水道受益者負担金は、納付済みです。汚水枳は設置していません。 5. 売却物件は、西側市道に上水道の管があります。引き込む際は、上水道口径別納付金が必要となります。詳しくは、上水道課（TEL：093-246-6263）までお問い合わせください。 6. 売却物件の土壌調査、地下埋設物調査、地盤調査は行っていません。そのため、売却物件上に新たに建物を建設する際に地盤補強工事等が必要となる場合があります。その場合は、買受者の負担となります。また、所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切の責任を負いません。 7. 売却物件の使用にあたり、建築基準法等の各種法令による規制などを買受者自身でご確認のうえ、これらを遵守してください。 8. 売却物件は、都市計画道路上蓮花寺水入線（事業計画決定・未着手）の区域内に所在するため、建物建築の際は、都市計画法第53条により、福岡県知事等の許可が必要となる可能性があります。詳しくは、中間市都市計画課（TEL：093-246-6261）までお問い合わせください。 9. 地積測量図等の各種図面は公共施設管理課（TEL：093-246-6262）にて閲覧することができます。 <土地利用条件> 1. 建物の建築等にあたり、関係法令等を遵守してください。 2. 当該地は、住居、店舗及び事務所のいずれかの用に供しなければなりません。なお、各施設の整備等については落札者の負担と責任により、それぞれの許認可権者等と協議してください。また、次の各号を遵守してください。 (1) 土地の引渡しの日から2年を経過する日までに、住居、店舗及び事務所のいずれかの用に供する施設の整備に着工しなければなりません。 (2) 土地売買契約の日から5年間は、住居、店舗及び事務所のいずれかの用に供しなければなりません。 3. 本契約の日から5年間は、売買物件を次の各号に該当する用途等に供してはなりません。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用途 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途
------------------	---

	本契約の日から5年間は、これらの用に供されることを知りながら売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すことはできません。 4. 公害等の防止 電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の防止並びに売買物件に流入している雨水排水等の対策に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければなりません。 5. 地元協議等 (1) 関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければなりません。 (2) 十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意してください。
--	---

位置図



現場写真

①



②



現場写真

③



④



現場写真

⑤



⑥

